

豊中市議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊中市において地震・風水害等の災害が発生したときに、豊中市議会が豊中市災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、災害対策本部等が設置されたときは、これに協力するため、豊中市議会内に豊中市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。

2 支援本部は、豊中市議事堂に設置する。ただし、これが使用できないときは、災害対策本部等と協議し、議長が別に定める。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部長が所属する会派の幹事長が、本部長の職務を代理する。

5 本部員は、各会派幹事長及び副幹事長をもって充て、本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

6 本部員に事故があるときは、当該本部員の所属会派のうちから代理者を出席させることができる。

7 本部長は、必要と認めるときは、第2項から第6項に掲げる者以外の者に対して支援本部の会議への出席を求めることができる。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認及び必要に応じ議員に対する参集指示を行うこと。

(2) 災害対策本部等からの災害情報を各議員に提供すること。

(3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、災害対策本部等に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) 国・府等への要望を行うこと。

(6) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員は、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 各地域において救援活動その他の支援活動を行うこと。
- (2) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行うこと。
- (3) 自らの安否及び居所又は連絡場所を市議会事務局に報告し、連絡体制を確保すること。
- (4) 支援本部より情報の提供を受けること。
- (5) 各地域で収集した情報は、緊急の場合を除き支援本部に対して報告すること。
- (6) 支援本部による参集指示があった場合は、可能な限り、速やかに参集すること。

(市議会事務局の対応)

第6条 市議会事務局は、支援本部が設置された後、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事務局長は、災害対策本部等の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、支援本部に対して情報提供を行う。
- (2) 事務局職員のうち、事務局長の命を受けた者は、災害対策本部等の業務に優先して支援本部の業務に従事する。

(記録)

第7条 支援本部の会議は、可能な限り記録を作成する。

(廃止)

第8条 議長は、災害対策本部等が廃止された場合には、支援本部を廃止するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。